令和5年度第7回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和5年9月27日　午後1時30分							
閉会日時	令和5年9月27日　午後2時48分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（16名）	1	南　忠明	2	山口　利治	3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
	5	中村　耕二	6	山本　実雄	7	野口　兼幸	8	白濵　康範
	9	長尾　五男			11	坂瀬　達生	12	本村　元
	13	寺坂　誠一	14	米山　孝	15	山田　勝久	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠席委員（3名）	10	尾﨑　康裕						
推進委員出席委員（　名）								
欠席委員（　名）_								
署名委員	5	中村　耕二	11	坂瀬　達生				
事務局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:橋本分室長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 41 号	農地法第5条の規定による許可申請の取消について	可　　決
	議案第 42 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 43 号	農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 44 号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 45 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 46 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 47 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 48 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後1時30分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第7回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、10番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中18名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を上村会長にお願いいたします。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第7回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第41号の「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の取消について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請の取消に関する参照条文を説明します。1ページをごらんください。

五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）第16条　総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

2ページをごらんください。

議案第41号をご説明いたします。

本案は、令和5年8月25日の総会、議案第36号の1番で農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について保留の判断を得た案件でありますが、令和5年8月29日付で申請者より農地法第5条許可申請の取り下げがありましたので議案の取消といたします。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第41号を承認することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は承認することに決しました。

○議長（会長）

次に、議案第42号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

説明の前に議案に誤りがありましたのでご報告させていただきます。本日お配りしております議案第42号の別紙をご覧ください。

氏名に外字が含まれている方につきまして、うまく表示がされておりませんでしたので、別紙のとおり正誤表をお配りしております。つきましては、議案内容の確認の際にはこちらで読み替えていただければと思います。

それでは議案第42号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4（3）』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。4ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田90筆、畑167筆で、面積は203，271㎡となっております。

4月からの累計は、田117筆、畑279筆で、合計面積は349，534．36㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

―挙手多数―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。

よって、「議案第42号の農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可

決されました。

○議長（会長）

次に、議案第４３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

申し訳ありません。本来ここに差し込むべき参照条文が落丁しております。お手数ですが、お配りしている参照条文ををご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、議案説明の前に農地法第３条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第２項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

１７ページに戻りまして

議案第４３号

１番　権利：所有権移転　有償

所在：福江町　畑１筆　　581 ㎡

譲渡理由：経営規模縮小のため。

譲受理由：譲渡人から譲り受け経営規模を拡大する。

９月１９日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）

議案第４３号の１番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

質疑はございませんか。

○委員

売買単価がえらい高いが。なにか理由があるんですか。

□事務局

街中なので高くなってるのではないでしょうか。

○委員

将来宅地にするとか。

□事務局

将来宅地にするとかは一切聞いておりません。申請者の方が農作物を作るということで聞いております。すぐに転用しないように営農計画書を出してもらって、営農目的であるということを確認をしております。

○議長（会長）

ほかに何かありませんか。

―質疑なし―

それでは採決いたします。議案第43号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第43号の1番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第43号2番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番　権利：所有権移転　有償

所在：増田町　樹園地1筆　2,615 ㎡
畑　1筆　4,552 ㎡
合計　7,167 ㎡

譲渡理由：遠隔地に居住するため、当該申請地一帯の所有不動産を十全に管理することができないことから、一括して売却する。

譲受理由：譲渡人所有の中古住宅を自宅として購入するにあたり、同物件に隣接する当該申請地を同時に買受けて新規に営農を始める。

9月19日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

議案第43号2番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○委員

今度は安すぎるようですがなにか理由があるんですか。

□事務局

この分につきましては、増田町の住宅地と畑が周りにあってそれを一括しての売却でしたので、一括でいくらというのがあって住宅地を除いたところでこれだけ安くなったというところだと思います。

○委員

８０歳で新規就農と認めているようですが。それは適当であると思ってるんですか。

□事務局

１９日の地区協議会の時もご本人さんに来ていただきました。すでに椿の苗が植えられておりましてあとは下草を管理するというような状態でございました。あと空いたところでソラマメを作るということで計画書もいただいておりますが、ご本人さんは８０歳ですけどものすごく元気な方で、あと3年したら娘夫婦がUターンで帰ってくるので3年間頑張って引き継ぎたいとのことでした。

○議長（会長）

ほかに質疑はございませんか。

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第４３号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第４３号の2番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第４３号３番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

３番　権利：使用貸借権

所在：岐宿町　畑３筆　　4,278 ㎡
譲渡理由：高齢で維持が困難なため、当該地を貸し付ける。
譲受理由：当該地を借り受けて、農業経営をする。
９月１９日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）

議案第４３号３番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員

これは新規ということですか。

それで何を作るんですかね。

□岐宿地区協議会会長委員
ブルーベリーを作るそうです。

○委員
本人の勉強でですか。なかなかブルーベリーづくりも難しいところもあるでしょうから。

□事務局
今から勉強してブルーベリーづくりを頑張っていきたいということだったそうです。

○委員
新規の方でしょうから指導もしながらお願いします。

○議長（会長）
ほかになにかございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第43号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第43号の3番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第44号、「農地法第第4条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第４条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。18から19ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土

地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について。です。
　それでは、20ページの議案第 44 号の 1 番をご説明いたします。
　所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
　申請地は、現状のまま使用し、境界は石積擁壁やコンクリート壁により、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。周辺の農地と十分な距離を確保することで日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
　以上です。

○議長（会長）
　次に、議案第44号に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長
　富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

　ただいま議題となりました、議案第44号の1番について、当協議会は去る9月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　本案の申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

　以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
　富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
　挙手がないようですので、質疑を終わります。
　議案第44号に対する富江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
　報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長（会長）
　出席委員の過半数に達しています。
　よって、議案第44号は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第45号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、21から22ページをご覧ください。
農地法第5条の規定による許可申請に関する参照条文につきましては、農地法第4条参照文で説明のとおりです。
それでは、23ページの議案第45号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。
申請地は、盛土を最高 1.05m最低 0.2mの土地造成を行い、境界にコンクリート枠を設置する事により、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減する事により近隣の営農に支障は及びません。また、通路部分については砕石敷きとし、隣接する畑の排水対策のため通路部分に対して垂直に排水パイプを埋設設置する計画です。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し、通路部分に並行して埋設設置した排水パイプを通じて道路側溝に排水する計画となっております。
次に、24 から 25 ページの議案第 45 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、盛土を最高 0.6m最低 0.2mの土地造成を行い、隣接地の境界については、コンクリート擁壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。隣接する農地は、休耕地となっており営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、26ページの議案第45号の3番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界については、コンクリート擁壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。近隣は住宅街となっており営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、27から28ページの議案第45号の4番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界については、コンクリート擁壁等により土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することや露天の駐車場として利用する

ことにより、営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、29ページの議案第45号の5番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界については、ブロック擁壁等により土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。露天資材置場や露天の駐車場として利用することにより、営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画です。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第45号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
始めに、議案第45号の1番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長
大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第45号の1番について、当協議会は去る9月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は挙手願います。

○（寺坂誠一委員）
議案第41号で取り消した分でしょうか。

□事務局
お答えします。
先月の議案について保留という意見をいただきましたが、その保留に至った排水について思索を行いまして、それで再提出という格好になっています。

○委員
変ったのはそれだけですか。

□事務局
それと、一番奥の方に農地が 1 筆残るということでご指摘いただいたところですが、その農地に

ついては今回申請をいただいた方が家を建てた後に農地として購入したいということで聞いております。

○委員
取付道路のところが変更されたように見えますが。

□事務局
当初計画の図面の塗りつぶし方が悪く形が変わったように見えますが、当初からこの形でございます。

○議長（会長）
ほかになにかありませんか。

ないようですので、つづきまして、議案第４５号の２番から５番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
それでは福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第４５号の２番から５番について、当協議会は去る９月１９日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第４５号の２番から５番の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第４５号の１番から５番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第４５号の１番から５番は許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第４６号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
本日お配りしております、右上に議案説明と書いてあるA4横の１、２ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち１人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。３０ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 3 筆	7,024 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	3,052 ㎡
1 番 3	申請地	畑 2 筆	9,065 ㎡
1 番 4	申請地	畑 2 筆	2,622 ㎡
1 番 5	申請地	畑 1 筆	1,856 ㎡
1 番 6	申請地	畑 1 筆	724 ㎡
1 番 7	申請地	畑 1 筆	938 ㎡
1 番 8	申請地	畑 2 筆	2,900 ㎡
1 番 9	申請地	畑 3 筆	6,644 ㎡
1 番 10	申請地	畑 3 筆	3,040 ㎡
1 番 11	申請地	畑 1 筆	1,838 ㎡
1 番 12	申請地	畑 1 筆	2,711 ㎡
1 番 13	申請地	畑 1 筆	1,278 ㎡

以上、1 番各号につきましては、新規が 1 番 1、1 番 3 の一筆、1 番 5 から 1 番 8、で、ほかは更新、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番 1　申請地　田 1 筆　284 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
2 番 2　申請地　田 1 筆　208 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

以上、2 番各号につきましては、新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　畑 1 筆　2,715 ㎡
3 番 2　　申請地　畑 4 筆　4,796 ㎡
3 番 3　　申請地　畑 1 筆　3,442 ㎡
3 番 4　　申請地　畑 2 筆　4,375 ㎡

以上、3 番各号につきましては、更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

4 番　　申請地　畑 1 筆　730 ㎡
契約内容は売買となっております
5 番　　申請地　畑 11 筆　20,691 ㎡
契約内容は売買となっております。

以上、申請番号 1 番 1～5 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

〇議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

〇委員
私今度岐宿地区協議会にも行ってみたんですけど、1 の 1 から1の13までに新規もあるようですけど、〇〇さんの管理が悪いようなんですけど。貸付者の人からもいつもより草が生えてる畔なんかも刈り取ってないという話を聞いたんですけど。それは抜きにして承認していいものか。どうでしょうかね。

□事務局
貸付者からそのような声が上がっているので、借受者に対し、貸借を行っていく以上はしっかりと管理をした上で耕作していただきたいと口頭でお願いしたいと思います。

〇委員
そういった指導ができるんですか。

□事務局
可能だと思います。

〇委員
例年はきれいにしてるんだけど、今年は畔の草が1ｍ以上高くなって管理ができてないと聞いた。個人からはなかなか言えないので市から指導をお願いします。

〇議長（会長）
　ほかでそんな話を聞きますかね。

□事務局
　今のところは出てきてないです。

〇議長（会長）
　各地区のみなさんいかがでしょうか。

　―ほかにも〇〇、〇〇などという声あり―

□事務局
　今名前が挙がった法人が利用しているほ場が、例年より管理が行き届いてないという声を聞くので、適正な管理をしていただくよう口頭でお願いしたいと思います。

〇委員
　今の件ですが、私は富江の黒瀬地区ですけど、今年は例年に比べて非常に草が生えてるんですよ。同じ地区の推進委員ともそんな話をした。

〇委員
　ブロッコリーの圃場は除草剤が使えないでしょ。だから〇〇さんなんかもそういうので作業遅れがあるかもしれない。そういったところ加味しながら指導できるところは指導していただければと思います。

〇議長（会長）
　それを含めて指導というかそういう報告があったということを伝えるようにします。

〇委員
　地権者から、例年なら 7 月までに 1 回はきれいにしてるけど今年はぜんぜんやってないということを聞いたものですから。

〇議長（会長）
　ほかにありませんか。

　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第４６号、貸借権設定の１番から3番4、および所有権移転の４番から5番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。
　可決することに賛成の方は、挙手願います。

〇議長（会長）
　出席委員の過半数に達しています。
　よって、議案第４６号、貸借権設定の１番１外１８件、所有権移転の４番外 1 件は、すべて原案の

とおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第47号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第46号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1番1　申請地　畑1筆　984㎡
1番2　申請地　畑1筆　2,872㎡
1番3　申請地　畑1筆　3,378㎡
1番4　申請地　畑2筆　4,548㎡
1番5　申請地　畑6筆　8,469㎡
1番6　申請地　畑1筆　763㎡
1番7　申請地　畑1筆　3,213㎡
1番8　申請地　畑2筆　3,002㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番9　申請地　田1筆　1,361㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番10　申請地　田4筆　2,735㎡
1番11　申請地　田1筆　1,411㎡
1番12　申請地　田1筆　614㎡
1番13　申請地　田1筆　945㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番14　申請地　畑2筆　5,376㎡
1番15　申請地　畑2筆　2,172㎡
1番16　申請地　畑1筆　2,676㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
1番17　申請地　畑1筆　1,572㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番18　申請地　田1筆　2,050㎡

以上、1番各号の契約内容は、使用貸借権が、1番5、1番7、1番15、1番16、1番18で、ほかは賃貸借権となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第47号、貸借権設定の1番1から1番18は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第47号の貸借権設定の1番1外17件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第48号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。

本日お配りしております右上に議案説明と書いてあるA4横の3ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 47 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。41ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 1 筆　984 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　　畑 1 筆　2,872 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　　畑 1 筆　3,378 ㎡

3 番 2　　申請地　　畑 2 筆　3,002 ㎡

以上、3 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

4 番　　申請地　　畑 2 筆　4,548 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　　畑 6 筆　8,469 ㎡

契約内容は、使用貸借権となっております。

6 番　　申請地　　畑 1 筆　763 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

7 番　　申請地　　畑 1 筆　3,213 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

8 番 1　　申請地　　田 1 筆　1,361 ㎡
8 番 2　　申請地　　田 4 筆　2,735 ㎡
8 番 3　　申請地　　田 1 筆　1,411 ㎡
8 番 4　　申請地　　田 1 筆　614 ㎡
以上、8 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　　田 1 筆　945 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　　畑 2 筆　5,376 ㎡
10 番 2　　申請地　　畑 2 筆　2,172 ㎡
10 番 3　　申請地　　畑 1 筆　2,676 ㎡
以上、10 番各号の契約内容は、10 番 1 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

11 番　　申請地　　畑 1 筆　1,572 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

12 番　　申請地　　田 1 筆　2,050 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、1 番から 12 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第４８号１番から１２番については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第４８号１番外１７件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

（1） 農家との絆を深める運動の各対策班報告について

（2） 会議等報告・予定について

（3） 農地所有適格法人要件確認について

（4） その他

について報告・協議

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和５年度第７回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後２時４８分　閉会＝